

決裁遅延

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容
<p>南河内農と緑の総合事務所</p>	<p>経費支出伺書（支出負担行為）の決裁が業務開始後に行われているものがあつた。</p> <p>業務名称：岩湧の森四季彩館トイレ設備補修作業</p> <p>(1) 作業履行日：令和2年12月16日</p> <p>(2) 請求日：令和3年3月8日</p> <p>(3) 経費支出伺書の起案日：令和3年3月9日</p> <p>(4) 経費支出伺書の決裁日：令和3年3月10日</p> <p>(5) 支出負担行為額：9,900円（役務費）、27,500円（維持需用費）</p>	<p>検出事項について原因を確認し、所属のチェック体制を強化する等、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。</p> <p>【大阪府財務規則】 （支出負担行為）</p> <p>第39条 知事又は第3条の規定により支出負担行為に関する事務を委任された者は、予算の範囲内であることを確認した上で支出負担行為をしなければならない。</p> <p>2 前項の場合において、支出負担行為をする者は、経費支出伺書（様式第29号の2）を作成の上、これを行わなければならない。ただし、知事が別に定める場合は、この限りでない。</p> <p>【大阪府財務規則の運用】</p> <p>第39条関係</p> <p>2 システムにより経費支出伺書を作成する範囲及び時期は、次のとおりとする。</p> <p>(2) 経費支出伺書を作成する時期</p> <p>ア 競争入札の方法により契約を締結するもの</p> <p>契約の相手方及び契約金額が明らかになったとき</p> <p>イ ア以外のもの</p> <p>経費支出の相手方又は内容及び支出金額又は支出限度額を決定するとき。</p>	<p>検出事項は、会計事務について財務規則を十分に確認しないまま処理したことが原因で生じたものである。</p> <p>会計事務の不備に関し、財務規則に基づく適正な事務処理の徹底を図るため、関係職員に対し令和3年度中堅職員向け会計事務研修の資料を用いて研修を実施するとともに、所属内で情報共有を行い、適正な事務処理について再確認を行った。</p> <p>今後は、複数人で確認を行うなどチェック体制を強化することにより大阪府財務規則の規定に基づき、適正な事務処理を行う。</p>

監査（検査）実施年月日（委員：令和一年一月一日、事務局：令和3年11月1日から令和4年1月31日まで）